

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 臨時的雇用職員、嘱託職員就業規則

(総則)

第1条 この規則は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会の臨時的雇用職員及び嘱託職員の雇用、勤務及び賃金等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(雇用)

第2条 臨時的雇用職員は、日々又は1年以内の期間を定めて雇用され、臨時的、補助的業務に従事する者をいう。

2 嘱託職員とは、1年以内の期間を定めて雇用される者をいう。ただし、雇用については、次の各項の基準によりその適否を審査のうえ決定する。

(1) 健康状態が良好で業務に堪えられる者

(2) 勤務態度、成績及び性格等に大きな難点がない者

3 臨時的雇用職員及び嘱託職員の雇用については、辞令書を交付する。

(更新)

第3条 臨時的雇用職員及び嘱託職員については、雇用を更新することがある。

(服務)

第4条 服務については、社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員就業規則（以下「一般職員の就業規則」という。）による。

(勤務時間等)

第5条 嘱託職員の勤務時間並びに休日、休憩及び休息时间、時間外勤務については、所属する一般職員の就業規則を準用する。

(休暇)

第6条 有給休暇のうち、年次休暇及び特別休暇については、社会福祉法人直方市社会福祉協議会事務局規程第2条に規定する職員（以下「一般職員」という。）に準ずるものとし、病気休暇については、別表に定める基準により会長が承認した期間とする。

(給与)

第7条 臨時的雇用職員の基本給は日額で定め、出勤日数に応じて支給する。

2 嘱託職員の給料は、一般職員との均衡を考慮し、予算の範囲内において、会長の裁定により定める。

3 嘱託職員には、前項の給料のほか、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末勤勉手当を支給するものとし、その支給方法は、一般職員に準ずるものとする。

4 休職を命ぜられた者は、休職期間は給与を支給しない。

(退職手当金)

第8条 臨時的雇用職員、嘱託職員には退職手当金は支給しない。ただし、勤務態度及び勤務成績が良好な者については、その都度定める慰労金又は記念品を支給することがある。

(社会保険等)

第9条 臨時的雇用職員及び嘱託職員には、次に掲げる社会保険等を適用する。

- (1) 健康保険法
- (2) 厚生年金保険法
- (3) 雇用保険法
- (4) 労働者災害補償保険

(退職及び解雇)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、退職又は解雇とする。

- (1) 雇用期間が満了したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 退職を願い出たとき。
- (4) 精神又は身体の故障により業務に堪えないと認めたとき。
- (5) 業務能率が低く、勤務成績が不良と認めたとき。
- (6) その職に必要な適格性を欠く場合

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、臨時的雇用職員及び嘱託職員の勤務条件その他については、会長が別に定める。

附 則

平成7年3月28日 制定

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

- 1 この規則施行の際、現に嘱託職員の職にある者は、この規則により雇用されたものとみなす。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	原 因	期 間	摘 要
病気休暇	負傷又は疾病	1 医師の証明に基づき最小限度必要と認める日又は時間 2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定により就業を禁止した期間	左欄1、2の場合であって、療養又は休養を要する期間が30日を超える期間については原則として休職とし、給与は支給しない。

備考

- (1) 別表に定めるもののほか、休暇の取扱いについては、一般職員の就業規則によるものとする。
- (2) 病気休暇については、健康保険法（大正11年法律第70）第99条により傷病手当金が支給される。